

(気仙沼市)

## 特別徴収区分表(A)

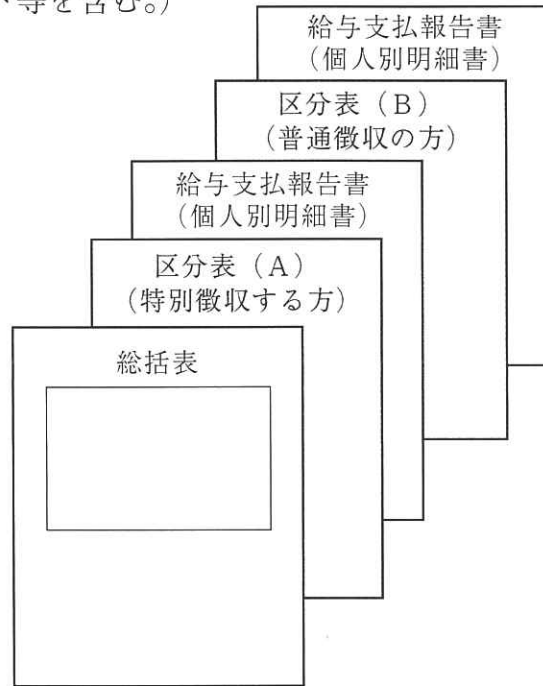
指 定 番 号

### 特別徴収

	人
--	---

給与支払者が、住民税を天引きして納入する。(パート・アルバイト等を含む。)

※報告人数を記載してください。



※個人別明細書は  
対象者ごと1枚

特別徴収する方の分と  
普通徴収する方の分を  
左図のように重ねて、  
提出してください。

#### ●特別徴収対象者……一般（在職者）

令和5年1月1日時点で在職（雇用）し、同年6月以降も引き続き勤務が見込まれる方。

（雇用形態がパート・アルバイト等の方で契約上の雇用期間が通年ではなく、勤務日数に応じて給与支給額が変動する場合であっても、同年6月以降引き続き雇用する予定の方は、「特別徴収する方」となります。）

地方税法第321条の4及び市税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務者である事業所は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。現在、特別徴収を実施していない事業所につきましても、令和5年度から特別徴収事業所として指定させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

(気仙沼市)

## 普通徴収区分表(B)

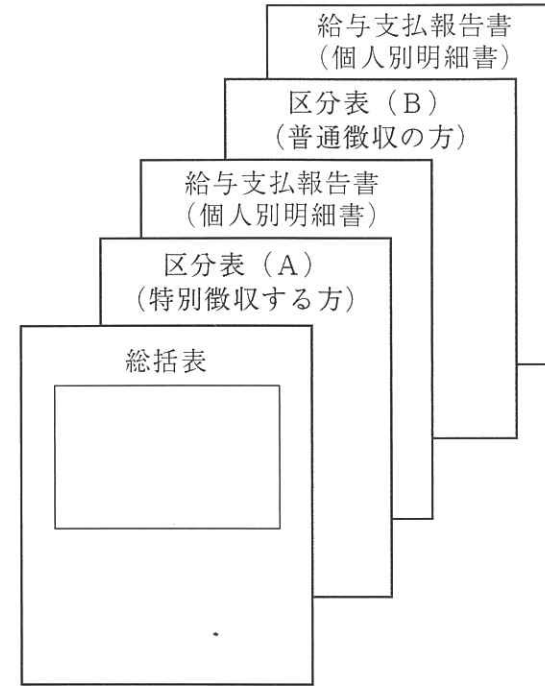
指 定 番 号

### 普通徴収

	人
--	---

退職者・乙欄・不定期雇用等で、住民税を個人で納入する。

※報告人数を記載してください。



※個人別明細書は  
対象者ごと1枚

特別徴収する方の分と  
普通徴収する方の分を  
左図のように重ねて、  
提出してください。

#### ●普通徴収対象者（退職者）

令和5年1月1日以前に退職された方（退職者）、または同年5月までに退職の予定がある方。

#### ●普通徴収対象者（退職者を除く）…乙欄，不定期雇用等

- ・給与に係る所得税の源泉徴収において税額表の乙欄を使用した方。
- ・2箇所以上の勤務先がある方のうち、主たる勤務先以外の給与支払報告書として提出される場合。
- ・給与の支払いが不定期である、実績払等で支給額の変動幅が大きい等、継続して特別徴収ができない方。